

## 主月税連

交流事業目白押しの実りの秋

— デイベート、国際交流、日税連との懇談会 —

153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
Feb.15.2013 No. **164**  
165  
166  
167

Feb.15.2013 No. **164**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Content

## **秋季シンポジウム in KANAGAWA** — P.3~11

実行委員長総括報告 — P.3~4

対戦各単位会「かく戦えり」 — P.5~10

表彰・懇親会 — P.11



## **韓国税務士考試会總會出席と勉強会** — P.12~14



## **日税連執行部と懇談会** — P.15~19



## **全国青税定時總會〔仙台大会〕のご案内** — P.20

# 秋季シンポジウム in KANAGAWA

昨年につきディベート合戦 300 余名が集う 24.11.10  
新横浜プリンスホテル

## 実行委員長総括報告

### 秋季シンポへのご協力に深く感謝

秋季シンポジウム実行委員長

大沼 はるみ (神奈川)



平成 24 年 11 月 10 日(土)に、新横浜プリンスホテル 5 階の「シンフォニア」にて、平成 24 年度全青税秋季シンポジウムが、神奈川青税主催で開催されました。

全国から 312 名の参加申込をいただき、当日も多くの方の皆さまにご参加いただき、盛況で終えることができましたことを、深く感謝申し上げます。

今回の秋季シンポジウムの準備は、平成 23 年 9 月に、会場選定から始めました。ここ数年、神奈川青税主催の全国大会や秋季シンポジウムは、遠方からお越しくださる全青税会員のみなさ

んの足回りの良さを考慮して、新横浜プリンスホテルを利用してきました。まず今回、会場を選ぶに際して、たまには他のホテルに変えてみようと考えて数か所の横浜及び新横浜周辺のホテルにあたってみたところ、ことごとく「11 月の週末は婚礼優先ですので、会議での宴会場ご利用はお断りしています」と断られてビックリ。(結婚式の方がホテルにとっては収益力が高いことを実感しました。)そして結局、今回の会場も、快く予約を受けてくださった新横浜プリンスホテルに、決まった次第でした。

実行委員会の活動は平成 23

年 12 月から本格的に開始しました。全国からお越し下さるみなさんに気持ち良く過ごしていただけるようにと、新横浜プリンスホテルでも、一番大きな宴会場を利用することとしたため、予算繰りが苦しい出発となりましたので、単位青税のみなさんには多くの動員をお願いするとともに、実行委員会の運営では節約とやりくりで知恵を絞りました。

実際には、単位青税のみなさんに、本当に多くの参加申込をいただき、最終的に 300 名を超える参加申込を頂戴し、本当に嬉しかったです。毎月開催した実行委員会では、色々なアイデ



第 1 試合 近畿青税 vs 千葉青税



第 2 試合 岐阜青税 vs 埼玉青税



アイデアや提案とともに、実行委員のみなさんが積極的に活動くださる姿に、心強く感じるとともに、仲間の良さをしみじみと感じました。

秋季シンポジウムの内容は、第一試合が近畿青税 vs. 千葉青税で「無償独占 vs. 有償独占」、第二試合が岐阜青税 vs. 埼玉青税で「年末調整制度維持 vs. 廃止して確定申告へ」、第三試合が東京青税 vs. 名古屋青税で「所得税法56条宮岡事件」でした。当日は、第一試合の青税らしい仮装による熱演から始まり、内容はいずれも良く研究された結果が披露された熱いディベート合戦となりました。

審査結果は、第一試合は近畿

青税、第二試合は埼玉青税、第三試合は東京青税の勝利となり、総合優勝は東京青税が勝ち取りました。MVPは、第一試合は高木貞和会員（千葉）、第二試合は河合基裕会員（岐阜）、第三試合は鈴木一生会員（東京）が各試合ごとに選ばれ、総合 MVP には、今谷悦朗会員（埼玉）が審査員のダントツ評価で選ばれました。

引き続いての懇親会では、神奈川青税の田淵会員のご紹介でお越しいただいた、世界でも珍しい女性プロジャグラーのミス・サリバンに会場全体を盛り上げていただきました。

今回の秋季シンポジウムが無事に開催されましたのも、みなさまのご協力の賜物と深く感謝

申し上げます。各单位青税のみなさま、審査委員長を速答でご快諾いただいた阿部先生、審査委員のみなさま、そして本当にご尽力いただいた神奈川青税のみなさんに、この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

PS

全国青税神奈川秋季シンポジウムのパンフレットに、神奈川青税有志の若き日の写真が掲載されておりましたが、当日に答合わせをする時間がありませんでした。

答えは神奈川青税のHPに掲載されております。詳しくはWEBで！



第3試合 東京青税 vs 名古屋青税



審査員席



## 秋季シンポジウム in KANAGAWA

### ディベート合戦 かく戦えり

#### 岐阜青税

## エンジョイ！！秋季シンポジウム

### 岐阜青税 河合基裕

平成 24 年 11 月 10 日(土)、私は岐阜青年税理士連盟の一員として神奈川での秋季シンポジウムに参加しました。今年は、昨年に同様ディベート合戦となり、私はそのディベート合戦のディベーターの一員となりました。そして、私たち岐阜青年税理士連盟は「年末調整制度維持 v.s. 廃止して確定申告へ」の維持側と廃止側をそれぞれの立場で埼玉青年税理士連盟と対戦しました。

思い起こせば、あれは、夏の始まりぐらいの 7 月.....

別府徹也会長から「今年の秋季シンポジウムのディベート大会に参加して頂きます。」と仰せつかり、ビックリ。「私には無理だなあ。」と思いつつも、ノーと言わない日本人を目指す私は

あっさり「大丈夫です。任せて下さい！！」と言ってしまいました。

ディベートの準備を始めたのは、夏も終わりの 8 月下旬。まずは、今回のディベーターと準備のサポートをして頂くメンバーとともに懇親会を行いました。そこでディベートの今後の進め方等を伺いました。資料収集、論点整理、論文作成、立論作成、プレゼンテーション資料の作成...  
...気が遠くなる説明を伺い.....  
ノーと言わない日本人を目指した自分を呪ったことを記憶しております。

実際の作業としては、2 週間に 1 回程度集まり、その集合までに与えられた各自の宿題をこなし、その宿題の内容を議論し

ました。そして、最後に次回までの宿題を確認するという要領で作業の方を進めていきました。資料収集と文章作成が主なこととなりますが、文章作成の難しさを痛感し試行錯誤しました。それでも、他のメンバーと限られた時間のなかで意見を出し合っている作業はそれほど苦になりませんでした。

そして、ディベート大会当日。私も含めて今回参加したメンバー全員が初めてのディベート。右も左もわからない私たちメンバーの合言葉は「エンジョイ！！」。特に他の人が失敗したら、笑ってフォローできるぐらい楽しくディベートをしようという話になりました。

実際のディベートは、発言しても話がうまくまとめられない、受け答えが支離滅裂になることもしばしば。もちろん、ディベートそのものの結果は惨敗でした。しかしながら、ディベートが終わったのメンバーの感想は「勉強になったね。」「思ったより楽しくできたね。」でした。限ら



れた時間の中でメンバー同士で議論、試行錯誤したこと全てがこれらの言葉に集約されていると思います。また、今回のディベートの目標であった「エンジョイ!!」をディベーター全員が達成できたことは言うまでもありません。そして、「ノーとたま

には言える日本人」を今後目指そうと私が心に決めたことも言うまでもありません（笑）。

最後に、秋季シンポジウムの準備のために毎回お付き合い頂いた別府徹也会長、高井正樹さん、美濃島慎平さん、山木田篤則

さん、そして、多大な尽力を尽くして頂いたその他関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。本当に勉強になりました。

## 埼玉青税

# 秋季シンポジウムについて

埼玉青税 今谷悦朗

埼玉青税ではシンポ以外でディベートは行っていないため、去年はディベートの「ディ」の字も知らない状態で王者東京青税と対戦することとなった。結果は惨敗。今年のシンポもディベートに決まったことを知ったときは、正直「またか」と思った。それくらい去年のディベートはトラウマのようになっていた。

とはいえ、「やるからには昨年よりもよい戦いができるように」の思いはメンバー一致だったので、去年の経験・反省もふまえて早めに原稿を仕上げ、ディベートの準備に着手した。準備を始めてみると、何を準備すればよいのかわかっていなかった昨年と違い、ある程度ディベートがイメージできたこと、テ

ーマである「年末調整制度の是非」が非常にポピュラーな論点でもあったことから、論点整理・立論作成・想定問答作成といった準備が比較的スムーズにできたと思う。実戦形式での練習については、去年はほぼ「ゼロ」だったが、今年はメンバーだけでなく埼玉青税の先輩方はじめ他の会員にも協力いただき、例会のなかで時間をとって行うことができたことも、本番に向けたイメージアップや論点の補充に大いに役に立った。ただ、「立論を交換して行うディベート」とは本質的に異なるため、実戦練習は依然として不足していた。その不足を補ったのが、本番2週間前に東京青税と青山学院大学法学部によるディベート大

会を見学させていただいたことである。ここでの両者の戦いから、ディベートの技術、最終弁論のコツなど、多くのことを学ぶことができた。

このように準備を重ねたとはいえ本番は別物、対戦相手の立論を見るまでは非常に緊張した。とはいえ、対戦が始まるとほぼ作戦タイムで打ち合わせしたとおりメンバー全員で動くことができた。一瞬(攻め方の時間帯)質問が途切れ、冷や汗をかけたがチームワークで乗り切ることができた。チームとして成長の成果を示すことができたのは非常にうれしかった。対戦相手の岐阜青税のメンバーの方は今回が初ディベートということだったが、チームワークが非常によく役割分担もきちんとされていて初ディベートとは思えない戦いぶりだった。特に後半はこちらが押される場面もありどちらが勝ってもおかしくない試合だったと思う。

最後に、他にも見事なやりとりをされていたディベーターの方がおられるなかで、私ごときが総合 MVP をいただいたのは汗顔のいたりだった。評価してくださった審査員の皆さまに感謝したい。





近畿青税

シュールな演出で効果を

近畿青税秋季シンポ対応委員長 嶋田 真之

この度は神奈川で行われた秋季シンポジウムに参加させて頂き、誠にありがとうございました。今回シンポジウムに向けての準備は、今年の7月頃から始動し、シンポジウムの原稿作成、ディベートチームに分かれて準備を進めました。この準備にあたっては、秋季シンポ対応委員会の他、幹事会でも時間を取って頂いたり、合宿を行ったり、そして様々な方に、原稿のチェックやディベート練習などの相手をして頂いたり、まさに近畿青税総力を結集した万全のバックアップ体制の下で準備をすすめることができました。今回、この準備を通じて改めて近畿青税の人財の層の厚さを実感しました。

今回のディベートテーマは「無償独占 VS 有償独占」で、近畿青税は千葉青税との対戦でしたが、今回のルールでは無償独占と有償独占の両方の立場で立論を行い、裏表それぞれについて対戦を行わなければならないので、立論を固めるのに随分苦

劳しました。また近畿青税の伝統！？であるパフォーマンスをいかにディベートに組み込むかについても腐心しました。結局、「有償独占（後攻）」に、橋上徹の選挙演説風のパフォーマンスを組み込むということで落ち着きました。演説者+ウグイス嬢+支援者たちという構成で、ディベートを繰り広げるという、我ながらとてもシュールな絵図が演出できたのではないかと思います。一方で「無償独占（先攻）」の方は、とてもロジカルで固い印象の立論となったため、特にパフォーマンスは組み込まず、硬派な立論を目指したため、審査委員の方も指摘されておりました通り、もし「無償独占（先攻）」の立論が先立つと、出オチのまま真面目な立論を行わなければならない（これもある意味シュールな感じですが。）ということになるため、なんとしても後攻を取りたいと思っておりました。

結果、対戦相手である千葉青税の方に懇願し、後攻をさせて



頂くこととなり、個性豊かな5人のディベーターの大活躍により、最高のパフォーマンスを発揮することができました。今回の千葉青税の皆様にはあたたかいご配慮に、本当に感謝しています。

さて、肝心のディベートの内容ですが、無償独占という制度論のテーマをそれぞれ10分という限られた時間で議論を尽くすことはとても難しく、もう少しテーマを絞って、予め対戦相手の方と前提条件についてもっと協議をしておけばよかったなと反省しております。しかし、準備の過程で今回のテーマである「無償独占」について沢山の方々の意見を聞き、議論を繰り返すことを通じて、この無償独占に関する理解が大変深まりました。そして才能溢れる個性豊かなディベーターの皆さんとの準備もとても楽しくさせて頂くことができました。

最後に今回主催である神奈川青税の皆さんをはじめ、全青の各担当者の皆様、そしてディベート出演チームに全力でサポートしていただいた近畿青税及び各支部の皆様全てに感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。



## 千葉青税

# 議論の鍛錬を痛感したディベート合戦

千葉青税 松崎美和

昨年に引き続き今年もディベート対戦となった秋季シンポジウム。千葉青税の対戦は、税理士業務の「無償独占 VS 有償独占」というテーマで対戦相手は近畿青税でした。ディベート経験者の少ない我が千葉青税に比べて、ディベート慣れしている・人材の層も厚いという印象の近畿青税。ここは胸を借りて頑張るしかないという気持ちで臨みました。

まず、税理士業務の無償独占に関する資料を集め、会員で手分けをして資料集の原稿を書きました。この時点では、みなさんとても協力的だったのですが...、さてディベーターの選定となると一転、奥ゆかしい性格の会員が多い千葉青税、尻込みをする会員をかき分けて、名古屋青税から移ってきた永田会員がただ一人立候補してくれました。

結局ディベーターは、立候補の永田会員、新入会員の高木会員、昨年も出場した簾内会員、千葉青税研究部長の私、松崎の4人に決まりました。

何度か「シンポジウム勉強会」と称してうち合せをし、本番に向けて役割分担も決めました。事前の担当者会議では、先攻・後攻を決めたのですが、近畿青税からは、「是非最初は有償独占からさせて欲しい」と願いがあり、こちらは、どちらからしても構わなかったなのでその要求を受

け入れましたが、今から思えば、そこから勝敗の分かれ道だったのかもしれません。

相手方の立論を読むことで頭がいっぱいだったため、残念ながらじっくり見ることが出来なかったのですが、コスチュームやパフォーマンスに凝った演出の近畿青税の立論発表にまず圧倒されました。願わくば、もっとリラックスした状態で見てみたかったです。

ディベートの本番中は、役割分担を決めていたため、そこだけに集中できたところは良いポイントだったと思います。でも、やはり議論に不慣れな為か？議論全体を見渡す余裕がなく、終わってからも全体としてどうだったか？と自分でも判断出来ない状態でした。

結果は残念ながら千葉青税の惜敗に終わりました。そんななか、昨年税理士試験に合格し一般企業勤めの高木会員がこの対戦の個人 MVP を獲得できたことはとても嬉しく私の気持ちも取り直す事ができました。テ

マが税理士法のことであり、税理士登録をしていない立場では不利に思えたのですが、よく頑張ったと思います。

さてさて、シンポジウムは、資料集作りから発表の過程までとても勉強になりますし、発表形式がディベート対戦となると議論の練習にもなって税務調査の場でもその練習が活かせるかもしれません。しかし、せっかく勉強してきた事の本質までに話が到らない場合もあり、聞いていて非常に退屈で長い時間を費やすのも否めない事実だと思います。審査員の皆さんも眠さとの戦いで大変だったことでしょう。今後ディベート形式のシンポジウムが続くとしたら、テーマの選定、ルール作りなどますます考慮する事も増えそうな予感がします。





## 秋季シンポジウム in KANAGAWA

### 名古屋青税

## 研究部での研鑽で一体感を醸成

名古屋青税 井 藤 哉

名青税の1年生にして研究部に所属することになった私は、研究部長の「今年はみんなで横浜へ行こう！」との言葉に、条件反射的に「行こう！」と答えてしまいました。

当初の私は、全青税ディベート大会の存在は知っていましたが、競技としてのディベートや、根本的なルール等、ディベートを十分理解していませんでした。また、本来、勉強・研究は個人によるものとの考えから、チームで行われるディベートに対しての、関心は薄いものでした。

研究部会に参加し、単に「知りたがり」の性分ゆえに、議論に加わるうちに、全青税初参加にしてディベーターという大役を頂くことになりました。

全青税への取り組みとしては、9月以降、週に1度のペースで研究部会が開催されました。当然、時間は足りないため、それ以外の時間はメーリングリストを使っての部員同士の意見の交換や、統一見解の擦り合わせ等が行われます。仕事以外の時間をすべて利用してメールが飛び交います。仕事中でも、移動時間を利用してメールを送信する部員もいるほどです。それらメーリングリストの内容を前提として、次回部会の開催へと続きま

す。

全青税の直前となれば、研究部員だけでなく賛助会員、他部会会員を含めた名青税の先輩方々のご指摘や、親交のある他機関の方にもご指導を頂くことができました。まさにディベートを通じて、名青税研究部の歴史、先輩方々の経験、私たち研究部員の日々の成果を結集させるのです。そこには個人やチームとしての枠を超えた、名古屋を代表して参加するのだという、一体感が生まれたと感じました。

全青税シンポジウムの当日は

というと、10時30分に名古屋駅に集合・出発。12時に新横浜着、全青税シンポジウム出席の手続き。近場のレストランにて、15時まで昼食をとりながらミーティング。その後、コーヒーショップへ移動し、各々担当部門に分かれて最終打合せ。16時10分前に会場入り・壇上へ。ディベート終了後、懇親会場へ。実質、会場にいた時間は1時間にも満たず、全青税の他地域の単位会の方々の発表を聴講することはできませんでしたが、準備段階も含めて、全青税ディベート大会をやりきったという充実感がありました。

研究部として今年最大の目標は終わりましたが、私の研究部員としての活動は始まったばかりです。



## 東京青税

# ディベートを通じて学ぶもの 「深い研究」と「深い絆」

東京青税秋季シンポジウム委員長 高橋 紀 充

我々東京青税は、10年程前から研究部活動の一環として、毎年学生とディベートを行っており、ここ数年は毎年10月に青山学院大学法学部学生とディベートを行っています。そんな「ディベート慣れ」している東京青税は、昨年のシンポジウムでは、手塚委員長のもと、見事に成果を出し切りました。

あれから1年、日差しが厳しく秋の気配など全く感じられない8月から、早くも今年の秋季シンポジウムに向けて準備が始まりました。東京青税では、例年、学生とのディベートを行う都合上、2チームを編成します。今年はシンポジウムのテーマである所得税法56条「宮岡事件チーム」と「京都弁護士会チーム」（争点は、法律相談センターでの事件受任の際に弁護士会が会員弁護士から受ける受任負担金等は消費税法における対価性を有するか。チーム名は東京青税内の呼称。）の2チームになりました。

シンポジウムを担当する「宮岡事件チーム」は、まず冊子用の論文作成にとりかかりました。この論文作成では、各章・各項目の担当者を決め、それぞれの会員が「深く」「深く」調べてきたことをチーム内で検討し、1つの論文にまとめていきます。「税法学原論研究会」に参加している会員とあって、「納税者の権

利擁護」の視点が随所にみられた、いかにも東京青税らしい論文に仕上がりました。

論文作成を終えると、「ディベート」に向けての準備が始まります。立論（＝主張）や質問の内容や質問回答の方法を、チーム内で検討し、何度も練り直し、内容を詰めていきます。今年は恒例の勉強合宿（今年は河口湖）も開催でき、昼は議論、夜はお酒を片手に仲間と語り、「深い研究」と「浅い眠り（?）」を追求できた有意義な2日間となりました。

そして11月になり、いよいよ迎えたシンポジウム本番です。我々「宮岡事件チーム」の思いを背負った精鋭とパワーポイントスペシャリスト2人でタッグを組み、強敵・名古屋青税さんとの最終試合に臨みます。試合が始まると、会場の雰囲気を一気にさらっていく圧巻のパフォー

マンスに圧倒されつつも（さすが名古屋青税さん!）、我々はこれまでのトレーニングしてきたことを1つ1つクリアにしていきました。

ディベートは闘い（＝試合）です。勝敗をつけざるを得ず、今年も昨年に引き続き、東京青税がベストチーム賞をいただけたことは非常に光栄に思います。対戦した名古屋青税さんにもこの場をお借りして敬意を表したいと思います。

最後になりますが、私自身としては、勝ち負けよりも、ディベートを通じて、『ディベートとは、1つの事柄について研究を深めることができ、また、多くの仲間との「絆」を深めることができる』ことをあらためて学びました。（そして、何より、ディベートはやはり日々のトレーニングが大切だと）

シンポジウムが終わり、新横浜プリンスホテルを出たときの夜風がすっかり秋になっていました。時の流れの早さに気付かされ、あらためて身が引き締まる思いがしました。





# 秋季シンポジウム in KANAGAWA ディベート合戦

第1試合 ○ 近畿青税 vs 千葉青税 ●  
無償独占——有償独占

第2試合 ○ 岐阜青税 vs 埼玉青税 ●  
年末調整制度維持——廃止して確定申告へ

第3試合 ○ 東京青税 vs 名古屋青税 ●  
所得税法 56条 富岡事件



審査委員の皆さん 阿部委員長の講評



総合優勝 東京青税



個人総合VIP 今谷会員 (埼玉)



岐阜青税の皆さん



ジャグラーのサリバンさん



美女にいじられ青木会長もタジタジ



ステージのパフォーマンスを見つめる

シンポジウムを終えて懇親会



次回シンポは大阪 来阪を呼びかける近畿青税

# 韓国税務士考試会總會出席と勉強会

## —日韓民間交流で絆を深める—

国際部長 小林 弘 隆 (名古屋)

2012年は日本と韓国という二つの国家間において多くの摩擦、軋轢が表層化した年でした。しかし全国青税と韓国税務士考試会との関係はそんな情勢に反比例するようにより濃密に、より強固になった一年だったと言えるのではないのでしょうか。

8月の全国大会、9月の勉強会と非常に発展的かつ建設的な交流や情報交換を重ねてきました。

そして今回、韓国税務士考試会の定期總會にお招きいただき、さらに親睦を深めてきたのでそのご報告を。

渡韓したのは六名。青木会長、森総務部長、坂井法対策部長、坂田全国大会実行委員長、今津国際副部長、そしてわたくし。

11月23日に各々が成田、関空、セントレアから韓国のインチョン空港に降り立ったのであります。

インチョンには国際副会長のチェさんや理事のソンさんらがお出迎えに来てくれていました。久々の再開に顔がほころびます

よね。

そこからはプライベートカーに分乗して移動。ソウル市内、真新しいビルの中にある韓国のお寺料理レストランにて昼食。野菜だけの料理に体が浄化されるのを感じました。

一旦ホテルにチェックインし、いざ總會の会場へ。

考試会の總會はソウルパレスホテルという高級ホテルの地下にある大きな宴会場で開催されました。会場前には多くの花輪が並べられていてとても華やかなムードでしたね。

しかしそんなムードとは裏腹に總會自体はとても激しいものでした。事業報告等々は穏やかに進行了んですがね、中盤の人事案件で会場が紛糾するのなんのって。

言語の壁があってにわかには理解できないのですが、あとから説明を聞くとところによると考試会の人事に税務士会から意見があったそうで。日本で言えば全国青税の人事に日税連が口を挟むみたいなイメージでしょう

か。

発言に次ぐ発言で時間を大きくオーバーしたものの、人事は原案の通り可決。新たな執行部の船出となりました。

今回の總會で考試会の会長に選任されたのはアン・ヨンファンさん。大阪の勉強会にも来られていたのでご存知の方もいるでしょう。

小柄な体格ながら発する言葉は情熱的で、とてもアクティブな方です。十数人のスタッフを擁してソウルに事務所を構えているんだとか。全国青税でもおなじみのイ・シネさんと税務士試験が同期だそうで、よく一緒に勉強したんだそうですよ。

外国語も堪能で英語や中国語をお話しになります。勉強会の際に近畿の永岡さんと中国語で会話する様子は一瞬自分がどこの国にいるのか分からなくなる



キム前会長と青木会長



挨拶する青木会長



キム前会長とアン新会長



ほど印象的な光景でした。その中国語は必要に迫られてかなり短期間で習得されたんだとか。このあたりからもアンさんの情熱的な性格が垣間見えますね。

カラオケがお好きで、しかもお上手です。そして声がデカイ。娘さんが二人と息子さんが一人。娘さんはアイドルになれるくらいの美人(本人談)。愛妻家で家族をととても大切にされています。スマートフォンに家族の写真がたくさん入っていて、それを見せながらとても嬉しそうに一人一人のエピソードを話してくれます。よく家族で海外旅行に行かれるそうですよ。

全国青税との交流をととても大切に考えておられるので、アン会長体制の下でますます両会の親交が深まるだろうと確信しましたね。

また国際副会長には前期に引き続きチェ・セヨンさんが就任されています。日本語がペラペラなのでお話したことのある会員さんも多いのでは？

チェさんはお父さんのお仕事の都合で小学生の頃に日本に住んでいたことがあるんだそうです。だからあんなに流暢に日本語が話せるんですね。

好きなマンガはタッチ。物語の中で上杉和也がこの世から去り、それを知ったヒロイン浅倉南が泣き崩れる有名なシーン、

それをテレビで見ながらチェさんも号泣したんだとか。う～ん、ハートフル。

女性に優しく、今回の滞在中もよく今津副部長の荷物をもってあげる光景が見受けられました。う～ん、ジェントルマン！

好きな食べ物は柿の種。来日すると必ず大量購入していかれます。う～ん、渋い。

横道にそれました。

審議事項がすべて可決し、その後は来賓の祝辞。我らが青木会長はこの祝辞を韓国語で遂行するために、この日まで血のにじむような特訓を繰り返してこられたのです。東本元国際部長にお手本となる声を録音してもらい、それを繰り返し聞く。そして呪文のように何度も唱える。直前まで練習されていましたね。前年の市木会長がとても流暢にスピーチされたそうで、青木会長のプレッシャーたるや並大抵のことではなかったでしょう。そしていよいよ壇上へ。緊張の面持ちで静かに話し始める会長。

その結果は.....見事大成功！

スピーチを終えた瞬間に会場を万雷の拍手が。考試会のみなさんも絶賛されていました。同行者の我々もなんだか誇らしかったですよ、うん。

さて、そんな大変な総会も終わり、その後は懇親会へと突入

です。懇親会ではさっきまでの緊張感がウソのように盛り上がっていましたね。

クイズ大会やらゲスト歌手によるオペラのパフォーマンスやら。とても楽しめましたよ。

我々はその後の二次会にもお邪魔したのですが、カラオケで熱狂しましたね～。青木会長が韓国の歌を披露。いつの間に練習したんでしょう。アン会長も大好きな歌のようで二人でのデュエットに。会場は感嘆と賞賛の嵐でしたね。青木会長以外にも坂井法対策部長がビリージョエルを、坂田実行委員長がチェッカーズを熱唱されていました。どちらもたいそう盛り上がりましたよ。

そして最後には2012年を象徴する一曲『江南スタイル』での大団円。日韓入り乱れて踊り歌いそして笑う。音楽を通じ、言語を超えたコミュニケーションが成立した瞬間でもありました。

## 勉強会

勉強会のように互いの持てる情報を共有し、研鑽しあう場はもちろとても勉強になるのですが、今回の総会出席のような交流を主とした訪問でもやはり多くのものが得られると実感しました。

普段はお会いするチャンスの



税務士考試会との勉強会



全青から坂井法対部長



合い間にミヨンドンを散策



青木会長と小林国際部長



参加した一行



懇親会

ない考試会の会員さんとも多くお話しすることができ、互いの資格制度や税制について話し合う時間も持てました。全国青税のこともより知ってもらえたと思っています。

申告納税制度の下、専門家として納税者の権利擁護を標榜する同士が海を越えた隣国にもこんなに多くいるという事実、それを実感できてとても心強く、頼もしく思ったのでした。

来年は韓国で共催の勉強会が開かれます。一人でも多く、全国青税の会員の皆さんに参加して

いただきたいと思っていますので、今から計画的な貯蓄をお願いいたします。まだテーマは未定ですがきっと興味深い勉強会になると思いますよ。

今回の訪韓で驚いたのが森総務部長は韓国で最も尊敬されると言われるセジョン大王に似ているらしいという話。彼は次に行くときまでにもっと似せるようにヒゲをたくわえると断言していました。楽しみですな。

そしてわたくしと坂井法対策部長は次回までに韓国語を少しでも話せるようになるという宿

韓国税務士考試会との勉強会スナップ



記念品として贈られた扇を披露



勉強会の進行を見守る



お寺料理レストランにて

題をいただけてきました。坂井さんはその後、携帯音楽プレーヤーに韓国語の音源を入れてリスニングの訓練をしているんだとか。わたくしも業務の合間に独学で頑張ろうと心に誓ったのですが、はてさてどうなることやら…。

考試会と全国青税との交流はこの数年でより多くの会員を巻き込んだ実り多きものへと進化しつつあります。この機運をさらに盛り上げられるよう、国際部は今後も尽力してまいります。



# 日税連執行部との懇談会

24.12.5 / 日本税理士会館



全国青税執行部

## 1. 懇談会の基本事項

全青税では若手税理士の熱い想いを日税連執行部に直言すべく、毎年、日税連に懇談会の開催を申し入れています。今年度は9月15日の全青税大阪理事会で懇談会開催の申し入れをすることにつき審議・承認がなされ、市木日税連担当委員長にご手配をいただいた結果、無事12月5日に開催されることになりました。(ちなみに、日税連担当委員長は全青税会長が退任直後の年度に就任することが恒例のようです)

懇談会の出席者は、全青税側は会長、総務部長、法対策部長その他懇談会のテーマに応じた各部長・委員長、そして各単位青税の代表、さらには各単位青税から推薦された会員等であり、今年度は総勢20名で臨みまし

た。日税連側は、会長、副会長、専務理事、総務部長など、懇談会のテーマに応じて5名ないし6名程度、ご出席いただいております。

懇談会のテーマに関しては、全青税側から申し入れをします。ので、会長、法対策部長、そして日税連担当委員長を中心に基本案を考えるのですが、どんな話でもできるように、あまり範囲を絞らずざっくりと「税理士法改正と税制改正について」といったテーマで申し入れを行っています。

なお、懇談会では時として非常に緊迫したやりとりが交わされ丁々発止していたりもするのですが、懇談会終了後の懇親会では、うってかわってざっくばらんに色々な話をさせていただいております。この場でしか聞けない or 言えない貴重な話も多々飛び出したりしますので、

## 〈青木会長挨拶要旨〉

我々全国青年税理士連盟は、憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざし、国民のための税理士制度の確立に向けた運動を行っております。

本日は、税理士法改正、納税者権利憲章、税制改正の3点について議論を深めたいと思います。特に税理士法第3条の弁護士、公認会計士への自動資格付与については今回の改正で廃止される事を切に願います。

議論は青年らしく直球勝負で行きたいと思っております。

どうか寛大な心と大きなミットで受け止めていただければと思います。

そして本日の懇談会が税理士制度の発展に寄与出来ればと思います。

機会があればぜひ懇談会&懇親会に出席してみてください!

## 2. 今年度のテーマ

今年度の懇談会では、税理士法改正、税制改正、その他、の3つのテーマで意見交換をしてきました。具体的な内容を簡記すると以下の通りです。

### 税理士法改正について

- (1) 選挙をふまえた現状認識と感触、今後のスケジュールなど
- (2) 政府税調ヒアリングで指摘があったOBへの資格付与問題等について

- (3) 要望のうち「税理士の資格」部分の記述について
- (4) 改正要望項目の増減理由や決定プロセスについて
- (5) TPPやFTAなどの規制改革をふまえた制度改正について

### 税制改正その1

#### 納税環境整備関連

- (1) 税制改正建議書で何故「納税者権利憲章」ではなく「納税者憲章」を要望したのか？
- (2) 税理士法第一条に納税者の権利擁護を！
- (3) 租税法律主義の観点から通達行政、Q&A・FAQ行政について意見と研究を！
- (4) マイナンバー制度について

### 税制改正その2

#### 個別税制ほか

- (1) 課税の公平の実現について、どのような形で行うべきか、認識を問う
- (2) 独立公正な立場に疑念を抱かれぬよう、国民のための建議権行使をアピールすべき

### その他 若手税理士からの要望 (対内・対外広報の充実)

- (1) 日税連理事会のネット配信や、SNSによるコミュニケーションなどIT活用を！
- (2) 日税連のホームページに若者向けのページの作成充実を！
- (3) 職業紹介セミナー等の開催などにより、税理士制度のアピールを！

## 3. 懇談会メモ

(議事録風に)

以下は懇談会のやりとりを議



日税連執行部と挨拶する青木会長（後ろ姿）

事録風にまとめたメモです。紙面の都合もあり、かなり大幅に割愛していますが、雰囲気を感じ取っていただけましたら幸いです。

#### 【池田会長挨拶】

- 現在税理士法改正については陳情を行っている。税理士法改正を税制改正大綱に載せてほしいとの陳情。
- 政局がこのような状況で大綱はどうなるのか？主税局が案は作ってはいるが。
- 9月理事会で18項目につき「要望」を機関決定した。
- そこから25年度改正に向けて実現可能な項目に絞った。それで12項目になった。それ以外6項目は次の税理士法改正に委ねる。
- 要望を提出したので、その後の手続きについては手を離れた。
- 選挙が終わってどんな運動になるのか分からないが、来年の通常国会で通って欲しい。

#### 【青木会長挨拶】

- 今回の改正でぜひとも3条改正を。

### 【税理士法改正】

- 福島重典税理士制度対策委員長：**現在陳情を行っているとのことであるが政治家の反応は？（前向きなのか？別の団体の影響を受けているのか？）
- 高田住男専務理事：**選挙前なので感触は良いが、どうなるのか分からない。
- 福島：**政府税調の第7回の会議では「要望にない項目」のうち「その他の納税環境整備」で「税理士制度の見直し」が取り上げられているが、前に進んでいると理解していいのか？
- 高田：**松原副会長説明時に一部議員からの批判もあったが、海江田議員からフォローもいただいた。海江田議員は積極的にやっていたと聞いている。今回の選挙の結果を見て対応を考えたいと思っている安倍総裁にも陳情した。選挙前なので好感度だった。
- 福島：**政府税調での前川副大臣の発言であるが、OBの自動資格付与や税理士試験の科目合格制について疑問を呈する質問が





池田日税連会長



日税連執行部

あった。この2点については先日会計士側の意向を受けたと思われる会計大学院協会の意見書でも指摘されている。まずOBの資格取得の問題についてお尋ねしたいが、当初の日税連制度部答申は二段階試験が前提ではあるが会計科目1科目を受けるべきとの意見であったと思う。その後、PTタキ台、意見(案)では指定研修の内容の充実と運営の透明化を求めるとの表現に後退し、論点整理メモや今回の改正要望書では一切触れられないものとなっている。このOBについての指摘であるが、どのように受け止めているのか？

**高田：**今回の改正のポイントは3条の弁護士・公認会計士に対する措置。これらは8条に持って行って例外にしたい。OBは8条になるので、既に例外になっている。OBについては能力担保措置はいちおうなされている。

**福島：**先日、全国青税は改正要望書に対する意見書を出しているが、我々は事実上無試験で資格取得ができるOBについても、会計士や弁護士と同様に従前より問題視している。引き続きご検討いただきたい。

**高田：**要望として次の改正での検討課題であろうと受け止める

が、OBは既に弱っているのに、そこにさらに頭を打つ必要があるのかは疑問にも思う。

**福島：**平成25年度改正要望項目での「税理士の資格」の部分の表現であるが、「例えば.....など」と記載してあり、試験を受けることが例示のようにも読み取ることができ、後退ではないのか。また関係者等とは誰を指しているのか？その関係者との協議は進んでいるのか？

**高田：**9月26日理事会要望書と文章的には変わっていないと思う。関係者は提案者であり説明者でもある国税庁のことを指す。国税庁が反対のものは出せない。ポイントは3条を下げることはしない。結果は国会議員に任せる。後退した表現に見えるかもしれないが法律を通すための表現と思って欲しい。

**福島：**3条の改正は断固として後退することなく進めて欲しい。また、併せてOBの資格取得の問題についても引き続き検討を進めていただくよう重ねて要望する。

**坂井昭彦法対策部長：**試験合格を原則としていたのに表現で「幅」が出来たことに危惧したので質問させて頂く。租税教育を含め、進め方について、特に会員からの意見募集について物事の

決め方に透明性が無いのではないかと？租税教育が入った理由について聞きたい。

**高田：**3条については段階的に改正し、その要望をしているので直球ではないが理解して欲しい。租税教育については大綱にも載ったが法1条使命からくる。会則の絶対的記載事項に入れて積極的に取り組んで欲しい。だから特設的な委員会ではなくて推進部も作った。

**坂井：**国税通則法改正についても手続きは透明であって欲しい(要望)。会員の声は汲み上げて欲しい。

**高田：**国税庁から案が出てきて、意見をいう機会もあった。国税庁とは良好な関係にある。座して何も意見をしていないわけではない。

司会  
日税連高田専務理事

## 【T P P ・ F T A】

**小林弘隆国際部長**：緊張しています。外国弁護士も日本で登録できるようになるかも。今後どのように制度を完成していけば良いと思われるか？

**高田**：だからこそ3条を改正しようとしている。一番心配しているからこそだ。

**小林**：同意。情報が少ないので、情報提供も積極的に行って欲しい。あと、国際連帯税などの租税の国際化についても情報提供をして欲しい。

**坂井**：韓国における外国税務諮問士。日本の税理士法は適用範囲として、そもそも解放されているとの理解も出来る。対応をお願いしたい。国内の税務サービスにいかにかアクセスさせないか。危機感を持って欲しい。

**浅田恒博専務理事**：韓国のとった道を取るとは限らない。名称独占も注意せねばならない。T P P は規制改革委員会。

## 【納税環境整備】

**芳賀保則納税環境整備委員長**：納税者権利憲章の「権利」の文字が抜けているが、税制改正ヒアリングでもコメントされていない。そもそも日税連の取り組み状況を教えてほしい。

**高田**：納税者の権利も義務も全うしなければならない。

**浅田**：今回はヒアリング割り当て時間7～8分のほとんどを税理士法改正に充てた。

**芳賀**：金子先生も納税者の権利擁護について1条改正を訴えており、納税者の権利擁護が税理士の使命である。

**高田**：金子先生からも要望としては承っている。ただし、権利と

義務の双方があるので、権利のみクローズアップ1条改正を今回の改正に盛り込むことは时期的・期間的に難しい。今回の改正はあくまでも3条。理解して欲しい。

**芳賀**：閣議決定された「納税者権利憲章」をあえて「納税者憲章」とした理由は？

**浅田**：名称を変えただけではない。23年の書きぶりと25年度の建議書は変わっている。経緯は通則法から除かれたことが原因となっている。

**高田**：納税者に権利は無い、という意見をいう議員もいる。気持ちはわかるが、権利が侵害された事例があれば、法律は改正されるかも知れない。国側は通則法によって権利は十分に護られている、との理解をしている。

**芳賀**：Q & A、F A Q行政について、問題意識があるか？

**浅田**：建前はそうだ。法的効果もご指摘のとおり。

**芳賀**：出来れば法律のなかで、せいぜい通達のなかで整備して欲しい。

**浅田**：通則法通達に対しては税理士会として相当質問している。それを受けて書き方も変えられた。「納税者の理解と協力」が通達にも明確に書かれている。これは日税連の建議があったからだ。F A Qは一般納税者向け。

**坂井**：F A Q行政、Q & A行政を助長するような言い回しがある。本来は理解と承諾も法律で規定されるべきだったのではないか？

**高田**：気持ちはよく分かるが。条文読んでいてもよく分からないものがある。ただ、懲戒に関する取り扱いが出たときに懲戒処分が増えた。基準の明確化は逆

に縛られることになるので、遊びの部分が必要と思うが。

**芳賀**：マイナンバー制度については、民間に利用拡大がされる見通しを聞いたが、取り組み状況を教えて頂きたい。

**浅田**：安易に民間利用はしないでもらうよう、意見をまとめている。政局がこんななので提出先が無いが。

## 【個別税法ほか】

**前田信哉税制対策委員長**：課税の公平について、応能負担をどのように考えているのか？

**浅田**：消費税についての質問かと思うが、三党合意は生きている。インボイス制度は小規模事業者が弾かれるかもしれない。中小事業者の事務負担も大きい。



小林国際部長



芳賀納税環境整備委員長



前田税制対策委員長



政治家は逆進性緩和のため説明が楽なのでインボイスや複数税率を述べる人がいるが、それでは持たない旨は訴えていく。

**前田**：歳入庁創設について、もし創設された場合は財務省の下に置くべきと建議しているが、巷には財務省の下には置くべきではないという意見もある。どのような理由で置くべきだと考えているのか？

**坂井**：補足すると、納税者の立場に立って建議しているとは思いますが、世間からみるとそうではないように見られる危険性もあるので、そのあたり確認しておきたい。

**中村一三総務部長**：納税者の立場に立って判断する際に、歳入庁が財務省の下に入っておれば税理士がチェックも意見も出来るようになる、ということだ。

**浅田**：三党合意で歳入庁構想が入っている。ただ、その実現については注視しなければならない。

**坂井**：税理士法改正を控えた大事な時期であるからこそなおさら納税者のためにしっかり建議をして、それをアピールして欲しい。

### 【その他の要望】

**金井浩一広報部長**：理事会のネット配信などをして、全国の税理士に会長の生の声を聞かせて欲しい。SNSなどを使って双方向の意見も述べられるよう利用も検討して欲しい。あと、税理士職業紹介PRの要望。

**高田**：公開は国会と異なる。理事会を会員のみ配信するというのは技術的に可能かどうか分からない。白紙の状況。税理士会は対外広報が下手であることは認める。まずロゴを作った。

**坂井**：会計士や弁護士はHPに受験生に向けた発信がある。税理士会も検討して欲しい。ドラマや漫画も。

**高田**：総務部・広報部で検討するという事で預かるが、長い



懇談会を控え作戦会議

目で見て欲しい。

### 【懇親会】

懇親会では、時間の関係で言い足りなかったことなどもかなり具体的にたっぷりと本音で話をすることができました。また、その話の中で「全国青税と日税連との懇談会」という話まで飛び出して来ましたので、終わってみれば実り多い懇談会だったような気がします。今後も全国青税として懇談会においては言うべきことを言い、懇親会では大いに語り合うことで、税理士界のより良き未来をかたちづくることに繋がればと思っております。

## 昨年秋に提出した6件の意見書

1. 「税理士法に関する改正要望書」に対する意見 ／日本税理士会連合会宛	2012/10/9 提出
2. 「税務訴訟における補佐人制度の緩和」に対する意見 ／内閣府宛	2012/11/12 提出
3. 「弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度の撤廃」に対する意見 ／内閣府宛	2012/11/12 提出
4. 「国税OBに対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度の撤廃」に対する意見 ／内閣府宛	2012/11/12 提出
5. 「弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる規定の撤廃」に対する意見 ／内閣府宛	2012/11/12 提出
6. 日税連への納税者権利憲章の制定についての意見・要望 ／日本税理士会連合会宛	2012/11/15 提出

## あしがき

神奈川開催のシンポジウムにご参加頂きありがとうございました。神奈川青税は裏方に回っていたので、今号には写真等の掲載もほとんどありません。秋季シンポジウムのパンフに神奈川青税役員の若かりし頃の写真が掲載されておりましたが、秋季シンポのときには現在の顔との「答え合わせ」を発表する時間がありませんでした。解答は神奈川青税のHPをご参照ください。

神奈川青税

検索





全国青年税理士連盟  
第46回定時総会

平成25年8月3日(土)

もりのみやこ

杜の都 仙台

© City of Sendai

日時:平成25年8月3日(土) <はちみつの日>

会場:仙台国際センター

問い合わせ先:東京青年税理士連盟

仙台大会の  
お知らせ